

○埼玉県警察表彰規程

平成13年 9 月 28 日

警察本部訓令第29号

警 察 本 部 長

埼玉県警察表彰規程を次のように定める。

埼玉県警察表彰規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 本部長表彰（第 3 条）
- 第 3 章 部長・局長等・所属長表彰（第 4 条・第 5 条）
- 第 4 章 その他の賞揚（第 6 条－第 8 条）
- 第 5 章 副賞（第 9 条）
- 第 6 章 表彰等の審査（第10条・第11条）
- 第 7 章 本部長表彰等の上申及び記録（第12条－第17条）
- 第 8 章 様式（第18条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、埼玉県警察の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部長 埼玉県警察本部長をいう。
- (2) 部長 埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）第65条及び第81条に規定する部長をいう。
- (3) 局長等 埼玉県警察組織規則第66条、第66条の 2、第66条の 3 及び第66条の 4 に規定する財務局長、サイバー局長、組織犯罪対策局長及び運転免許本部長をいう。

- (4) 職員 本部長が任命する埼玉県警察の職員をいう。
- (5) 部署 所属、所属長及び次席の呼称に関する訓令（昭和44年埼玉県警察本部訓令第16号）第2条第1号に規定する所属並びに捜査本部その他事務処理上必要により設置した組織をいう。
- (6) 係等 埼玉県警察組織規程（昭和51年埼玉県警察本部訓令第1号。以下「組織規程」という。）第6条に規定する係並びに組織規程第17条及び第23条に規定する課及び係並びに交番等をいう。
- (7) 部外者 埼玉県警察以外の警察の職員及びその部署並びに警察部外の個人及び団体をいう。

第2章 本部長表彰

（本部長表彰の種類）

第3条 本部長が行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状

2 警察功績章は、退職に際して、勤務成績が優秀で特に顕著な功労があると認められる職員に授与する。

3 賞詞は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて多大な功労があると認められる職員に授与する。

- (1) 犯罪の予防又は鎮圧
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 交通の指導取締り
- (4) 人命の救助又は身体、財産の保護
- (5) 災害における警戒又は救護
- (6) 警察施策の企画又は推進
- (7) 警察上重要な発明、改善又は研究
- (8) 善行又は適切な市民応接

- (9) 警察術科等振興
- (10) 優秀な勤務成績
- (11) 永年勤続功労
- (12) 退職時功労
- (13) その他表彰することが適当と認められる事案

4 賞状は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて顕著な業績があると認められる部署に授与する。

- (1) 前項各号（第10号から第12号までを除く。）に掲げる事項のいずれかに該当するもの
- (2) 年間総合成績優秀

5 賞誉は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて功労があると認められる職員又は多大な業績があると認められる部署に授与する。

- (1) 第3項各号（第10号を除く。）に掲げる事項のいずれかに該当するもの
- (2) 年間総合成績優良

6 感謝状は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて功労があると認められる部外者に授与する。

- (1) 犯罪の予防又は鎮圧に関する貢献又は協力
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕に関する貢献又は協力
- (3) 交通安全に関する貢献又は協力
- (4) 人命の救助又は身体、財産の保護に関する貢献又は協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共の安全と秩序の維持に寄与すると認められる善行
- (6) 永年にわたる埼玉県警察又は職員の職務に関する継続的協力
- (7) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当と認められる事案

第3章 部長・局長等・所属長表彰

（部長・局長等・所属長表彰の種類）

第4条 部長、局長等及び所属長が行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 賞
- (2) 感謝状

2 賞は、賞誉に次ぐ功労又は業績があると認められる職員又は部署若しくは係等に授与する。

3 感謝状は、本部長の感謝状に次ぐ功労があると認められる部外者に授与する。

(規定の整備)

第5条 部長、局長等及び所属長が行う表彰の基準、手続等の取扱いについては、それぞれ部長、局長等及び所属長の定めるところによる。

第4章 その他の賞揚

(善行賞)

第6条 本部長は、賞詞、賞誉に次ぐ善行又は適切な市民応接により、警察の信頼を高めたと認められる職員に対し、その社会的反響を勘案し、特に本部長による賞揚を行うことが適切であると認める場合は、当該職員に対し善行賞を授与することができる。

(善行顕彰)

第7条 本部長は、積極的な行動により公共の安全と秩序の維持に寄与し、感謝状に次ぐ功労があると認められる部外者（個人に限る。）に対し、その社会的評価を勘案し、特に本部長による賞揚を行うことが適切であると認める場合は、当該部外者に対し、善行顕彰を授与することができる。

(競技会等の賞揚)

第8条 本部長、部長、局長等又は所属長は、各種競技会等において優秀な成績を収めた部署、係等若しくは職員又は部外者に対し、表彰状を授与することができる。

第5章 副賞

(副賞)

第9条 第3条及び第4条に規定する表彰には、賞金その他の副賞を付することができる。

第6章 表彰等の審査

(表彰等審査基準)

第10条 第3条、第6条及び第7条に規定する表彰及びその他の賞揚（以下「表彰等」という。）に該当する事案（以下「表彰等該当事案」という。）の審査のため、表彰等審査基準を別に定める。

(表彰等の制限)

第11条 本部長、部長、局長等又は所属長は、表彰等の対象となっている部署、係若しくは職員又は部外者について、表彰等することが不適当と認められる事由があるときは、表彰等を制限することができる。

第7章 本部長表彰等の上申及び記録

(本部長への上申及び記録)

第12条 所属長は、表彰等該当事案があると認める場合は、表彰上申書（様式第1号）又は表彰等上申書（様式第2号）により本部長へ上申するものとする。

2 所属長は、表彰等該当事案で速やかに表彰等を行うことが士気の高揚上特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず電話等により上申することができる。

(長官等への上申)

第13条 本部長は、前条の規定により上申を受けた事案のうち、警察庁長官又は関東管区警察局長（以下「長官等」という。）の表彰が適当であると認めるものについては、書面により長官等へ上申するものとする。

(上申者への通知)

第14条 警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）は、上申のあった表彰等該当事案について表彰等が決定されたときは、上申者に対し次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 表彰等の年月日

(2) 表彰等を受けるものの氏名（職員の場合は階級を含む。）又は部署名若しくは団体名

2 前項の規定による通知は、表彰状の送付をもってこれに代えることができる。

(表彰記録の登録)

第15条 所属長は、前条の規定による通知を受け、又は所属の職員が、第4条に規定する表彰を授与されたときは、表彰記録を管理するシステムに登録するものとする。

(異動等の報告)

第16条 所属長は、上申から表彰等が行われるまでの間において、被上申者に昇任、配置換え、改姓（名）、退職等身上に異動があったときは、速やかに本部長に報告するものとする。

(表彰台帳の備付け等)

第17条 監察官室長は、本部長表彰の種別ごとに表彰台帳を作成し、所要事項を記載して備え付けるものとする。

第8章 様式

(表彰状等の様式)

第18条 本部長が授与する警察功績章に付する書状並びに賞詞、賞状、賞誉及び感謝状の規格及び様式は、様式第3号から様式第8号までに定めるところによる。

2 賞状に付する表彰き章の形状及び制式は、様式第9号に定めるところによる。

3 部長、局長等及び所属長が授与する賞及び感謝状の規格及び様式は、様式第10号及び様式第11号に定めるところによる。

4 第8条に規定する表彰状の様式は、様式第12号に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日警察本部訓令第16号）

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成16年3月1日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成16年3月6日から施行する。

附 則（平成16年3月31日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月4日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成23年7月4日から施行し、改正後の埼玉県警察表彰規程の規定は、平成23年7月1日から適用する。

附 則（平成24年3月28日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月4日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年3月15日から施行する。

附 則（令和4年11月8日警察本部訓令第34号）

この訓令は、令和4年11月10日から施行する。

附 則（令和5年3月15日警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月27日警察本部訓令第29号）

この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第12条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

長

表彰上申書（犯罪検挙功勞事案）

上 申 種 別	賞状 ・ 賞 誉（部署） ・ 賞 詞 ・ 賞 誉 1 級 ・ 賞 誉 2 級		
被上申部署・被 上申者（主たる 功勞者の所属、 分掌、階級、氏 名、年齢、職員 番号）			
事 件 名			
事 案 概 要			
捜 査 端 緒	1 現行犯逮捕（警察官・常人） 2 職務質問 3 聞き込み 4 告訴・告発 5 鑑識活動（ ） 6 その他（ ）		
捜 査 端 緒 を つ か ん だ 者			
犯 行 地 域	1 数都県 2 県下一円 3 隣接署 4 自署管内 5 その他（ ）		
捜 査 期 間 等	1 期間 日間（ 年 月 日から 年 月 日まで） 2 人員 延べ 人		
	被疑者特定まで	特定から検挙まで	検 挙 後
	自 至	自 至 (検挙年月日)	自 至
功 勞 又 は 業 績 の 概 要			
事 件 発 展 要 因	1 聞き込み 2 取調べによる余罪の自供 3 その他（ ）		

捜 索 状 況	1 範囲 () 2 箇所 () 3 回数 () 4 従事員 ()								
被疑者の住所、 職 業、氏 名、 年 齢	ほか 人								
被 疑 者 数	成人				少年				
	強制	人・任意	人		強制	人・任意	人		
被 害 程 度	1 死亡 (人) 2 傷害 (日間) 3 件 (届出 件、未届出 件、合計 円相当)								
被 害 品 還 付	件 (円相当)								
処 分 結 果									
功劳又は業績が 部内外に与えた 影響									
被上申者									
順 位	所 属	分 掌	階 級	氏 名	職員番号	年 齢	表 彰 種 別	捜 査 日 数	功 労 区 分
その他参考事項									

(注) 必要により欄を伸長し、又は別紙を使用することは、差し支えない。

様式第 2 号（第12条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

長

表彰等上申書（犯罪検挙功労以外の功労事案並びに部外者及び部外団体の協力事案）

件 名	
上 申 種 別	賞状・賞誉（部署）・賞詞・賞誉 1 級・賞誉 2 級・善行賞・感謝状・善行顕彰
被上申部署・被上申者（主たる功労者の所属、分掌、階級、氏名、職員番号）	
略 歴 （部外団体の場合は、その沿革等）	
功 労 の 概 要	
その他参考事項	

- （注） 1 被上申者が部外者の場合は、被上申部署・被上申者の欄に住所、職業、氏名及び年齢（部外団体は、所在地及び代表者氏名）を記載すること。
- 2 必要により欄を伸長し、又は別紙を使用することは、差し支えない。

警察功績章

第 号	官 職 氏 名	君は 年 月 日から多年にわたり 警察職員として日夜献身的努力をもつて職務に勉励し 多くの業績をあげ治安維持に尽くした その功労は特に顕著である ここに警察功績章を授与する	年 月 日	埼 玉 県 警 察 本 部 長	階 級 氏 名 
--------	------------------	---	-------------	--------------------------------------	---

備考 1 番号は、警察功績章表彰台帳の表彰番号とする。

2 規格はB 3 版とし、縁飾りを付け、上部中央に警察功績章の図柄を入れる。

3 官職は、埼玉県警視、埼玉県警部、埼玉県警部補、埼玉県巡査部長若しくは埼玉県巡査又は埼玉県警察事務職員、埼玉県警察技術職員若しくは埼玉県警察技能職員とする。

賞詞

賞 詞		君は……… （功労内容）………		………	その功労は真に多大である	ここに〇〇を添えて表彰する	年 月 日	埼玉県警察本部長	階級氏名 印
--------	--	--------------------	--	-----	--------------	---------------	-------------	----------	-----------

備考1 規格はA3版とし、縁飾りを付け、上部中央に旭日（八光）章の図柄を入れる。ただし、第3条第3項第12号の規定による退職時功労賞詞の様式の規格はB3版とする。

2 官職は、警視長、警視正、埼玉県警視、埼玉県警部、埼玉県警部補、埼玉県巡査部長若しくは埼玉県巡査又は埼玉県警察事務職員、埼玉県警察技術職員、埼玉県警察技能職員若しくは埼玉県警察会計年度任用職員とする。

様式第 5 号（第18条関係）

賞状

第 号	賞 状	右は………（功 労内容）………	………	その業績は顕著である	ここにこれを表彰する	年 月 日	埼玉県警察本部長	階 級 氏 名 印
--------	--------	--------------------	-----	------------	------------	-------------	----------	-----------------------------------

備考 1 番号は、賞状表彰台帳の表彰番号とする。

2 規格は A 3 版とし、縁飾りを付け、上部中央に旭日（八光）章の図柄を入れる。

賞 誉（一級）

賞 誉	官 職 氏	名（又は部署名）
君は（又は右は）		
.....	（功労又は業績の内容）	
その功労（又は業績）は多大である		
ここにこれを表彰する		
年 月 日		
埼 玉 県 警 察 本 部 長		
階 級 氏		
名		
印		

- 備考 1 規格はB 4 版（黄色）とし、縁飾りを付け、上部中央に旭日（五光）章の図柄を入れる。
ただし、第 3 条第 5 項第 1 号の規定による退職時功労賞誉の様式の規格はA 3 版（旭日（八光）章）とする。
- 2 官職は、警視長、警視正、埼玉県警視、埼玉県警部、埼玉県警部補、埼玉県巡査部長若しくは埼玉県巡査又は埼玉県警察事務職員、埼玉県警察技術職員、埼玉県警察技能職員若しくは埼玉県警察会計年度任用職員とする。

賞 誉（二級）

賞 誉	
官 職 氏 名	君は……… （功 勞 内 容）………
………	
その功 勞 は 多 大 で あ る	
………	
こ こ に こ れ を 表 彰 す る	
………	
年 月 日	埼 玉 県 警 察 本 部 長
階 級	
氏 名	
印	

- 備考 1 規格はB 4 版（白色）とし、縁飾りを付け、上部中央に旭日（五光）章の図柄を入れる。
- 2 官職は、警視長、警視正、埼玉県警視、埼玉県警部、埼玉県警部補、埼玉県巡査部長若しくは埼玉県巡査又は埼玉県警察事務職員、埼玉県警察技術職員、埼玉県警察技能職員若しくは埼玉県警察会計年度任用職員とする。

感謝状

感謝状	
氏 名 様	（又は団体名）
あなたは（又は貴〇〇は）……………	
……………（功労内容）……………	
警察に協力されました	
ここに〇〇を贈って（又は添えて）感謝の意を表します	
年 月 日	
埼玉県警察本部長	
階 級 氏 名	
印	

備考 規格はA 3 版とし、縁飾りを付け、上部中央に旭日（八光）章の図柄を入れる。

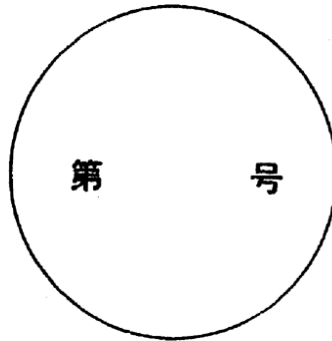
様式第9号（第18条関係）

表 彰 き 章 形 状

表 面



裏 面



表彰き章制式

- (1) 地金 銅又はその類似品に銀メッキをし、いぶしをかけたもの
- (2) 大きさ 直径5センチメートル
- (3) 表面 「賞」の文字及び日章は金色「埼玉県警察本部長」の文字は銀色その他の部分は地金色
- (4) 裏面 地金色